

船舶職員及び小型船舶操縦者法（平成26年4月1日改正）

別表3（第9条の2、第40条関係）

海技士身体検査基準表

検査項目	身体検査基準
視力（5メートルの距離で行う万国視力表による。）	1. 海技士（航海）の資格 視力（矯正視力を含む）が両眼共に0.5以上であること。 2. 海技士（機関）の資格 視力（矯正視力を含む）が両眼で0.4以上であること。 3. 海技士（通信）の資格 視力（矯正視力を含む）が両眼共に0.5以上 海技士（電子通信）の資格 であること。
色覚	船舶職員としての業務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5メートル以上の距離で語声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障害	心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害により船舶職員としての職務に支障をきたさないと認められること。

※「船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）」が、改正されます。

・ 身体適性基準制度の見直し

視力等に関する具体的な基準が規定されたこと、身体検査は締約国により承認された医師によって実施されることが義務化されたこと等から、以下の改正を行います。

- ① 船舶職員となるために必要な身体検査基準について、条約で定められた基準に一本化する（第一種基準及び第二種基準の廃止、新たに機関士及び通信士に対する色覚基準の設定。）。
- ② 海技士の身体検査は、船員法に基づき指定された医師により証明されたものでなければならないこととする。

国家試験海技士の受験に際しては、身体検査は、上記にありますように「船員法に基づき指定された医師で受診して提出してください。」

（船員手帳を所有されている方は、「健康証明書」を受けている医師と言う意味です。）

不明な点がありましたら、ご連絡ください。

一般財団法人 尾道海技学院

海技部

広島県尾道市栗原東二丁目18番43号

Tel. 0848-37-8111 Fax. 0848-37-8110

URL <http://www.marine-techno.or.jp>

E-mail : onomichi@marine-techno.or.jp